

大川市議会第3回定例会会議録

平成25年3月22日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
8番	中村博満	16番	古賀光子
9番	平木一朗	17番	川野栄美子

欠席議員

7番	今村幸稔
----	------

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治									
副市	長	木下修二									
教	育	長	石橋良知								
会	計	管	理	者	長	宇木博子					
(兼)	会	計	課	長							
消	防	長	田中晴彦								
(兼)	警	防	課	長							
経	営	政	策	課	長	中島久幸					
総	務	課	長	今泉貞則							
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
消 防 本 部 総 務 課 長	大 淵 慶 人
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付議事件

- 1 . 委 員 長 報 告
- 1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決
- 1 . 閉会中の各委員会への調査付託の件
- 1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 1 . 閉 会 の 宣 告

午前 9 時 30 分 開議

議長（中村博満君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。

今村幸稔議員から欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第 5 号 大川市市長、副市長給与等に関

する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、石橋正毫君。

総務委員長（石橋正毫君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第5号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第5号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第6号 大川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定についての2議案は、案件の内容から勘案し、一括議題として審査をいたしました。

説明によりますと、議案第6号の改正の理由といたしましては、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、国家公務員に係る退職手当支給制度に準じて本市職員の退職手当支給率を引き下げするため、所要の改正を行おうとするものでありまして、議案第5号につきましても議案第6号に準じて行おうとするものであります。

議案第6号の改正の内容は、退職者に適用する調整率を100分の87に引き下げるというもので、調整率100分の104が適用される職員（勤続20年以上の定年、勸奨退職者等）の場合16.3%の減額、また、調整率100分の104が適用されない職員（自己都合による退職者等）については13.0%の減額となります。また、この改正については経過措置を平成25年4月1日から平成26年3月31日、平成26年4月1日から平成27年3月31日、平成27年4月1日以降の3段階設けることとしているとのことであります。

委員会では、議案第5号関係で市長の退職手当は5.8%、約900千円の減額となるが現行の額は幾らであるのかただしたところ、市長で15,724,800円、副市長7,980千円、教育長5,692,800円であり、平成22年4月改定前の市長の退職手当は17,472千円である旨の答弁がなされました。

次に、経過措置及び駆け込み退職についてただしたところ、ほとんどの市町村においても

経過措置が設けられていること、また、報道にあるように警察官や学校の教職員などの退職手当引き下げ施行前の駆け込み退職があったが、本市においてはそのような事案はないとの答弁がなされました。

委員会では、採決の結果、議案第5号並びに議案第6号の両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号 平成24年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

本年1月11日、日本経済再生に向けた緊急経済対策が閣議決定され、大型の追加経済対策が実施されることになりました。この国の緊急支援もあわせて活用し、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、職員の退職勧奨等に伴う退職手当122,850千円、ふるさと基金積立金1,500千円、平成23年度重度障害者医療費県費補助金等返還金7,262千円が、民生費には、介護保険介護給付費繰出金7,625千円、生活保護医療扶助費15,000千円が、商工費には、「ヴィラ・ベルディ」の誘客事業に対する大川商店街協同組合への補助金244千円が、土木費には、市道照明施設調査点検業務委託料4,200千円、市道舗装繕繕工事38,000千円、まちづくり推進事業費143,543千円が、教育費には、宮前小学校空調設備取替工事17,000千円、学校給食センター費747,093千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は1,104,317千円となり、これが財源として、歳出に見合う地方交付税、国庫支出金、市債及び繰越金等をもって充当するとのことであります。

繰越明許費の補正については、本年度内に事業の完了が見込めないものについて繰越明許費の設定及び変更をしようとするものであります。地方債の補正については、対象事業費の変更に伴う地方債の設定の変更をしようとするものであります。

委員会では、まず、10款2項3目・学校建設費の工事請負費についてただしたところ、宮

前小学校の空調設備が平成5年の設置から20年を経過し、不具合となっており、図書室、保健室、コンピュータ室など7部屋について取り替えを行う旨の答弁がなされました。さらに、7部屋で17,000千円というのは適正なのかただしたところ、合計面積は912平方メートルで国の空調取り替えに対する補助基準額の平方メートル当り17,800円をもとに算出している旨の答弁がなされました。

次に、2款1項1目、一般管理費についてただしたところ、職員の退職手当で5名分である旨の答弁がなされました。

次に、国の緊急対策についてただしたところ、活用する総額は949,836千円であり、8款、土木費の市道照明調査事務委託料及び市道舗装修繕事業、まちづくり推進事業費、10款、教育費の小学校空調設備取替事業及び学校給食センター建設事業が地域の元気づくり交付金として優遇された事業となる旨の答弁がなされました。さらに、対象の事業は25年度に計画中のものを前倒しするものであり、国と協議し計画を立てている旨の答弁がなされました。

次に、8款2項3目の工事請負費については、道路舗装工事2路線について、8款5項7目、まちづくり推進事業費についてはまち並み整備工事について、小保地区街路擬装化工事及び駐車場整備、商店街側溝工事及び道路サイン整備、メロディー道路修繕工事などである旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号 久留米広域市町村圏事務組合規約の変更についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、久留米広域市町村圏事務組合の事務所の位置を変更することに伴い、同組合の規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により市議会の議決を求めるものでありまして、その内容は、組合の事務所を久留米市山川沓形町3番15号から久留米市北野町中3245番地3に変更しようとするものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（中村博満君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通

告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第5号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成24年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 久留米広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第8号 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について外7件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、平木一朗君。

文教厚生委員長（平木一朗君）（登壇）

皆様おはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第8号 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について外7件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第8号 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第9号 大川市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

両議案は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 大川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ及び全国かつ急速な蔓延の恐れのある新感染症の対策を強化し、市民の生命及び健康の保護を図るため、対策本部の組織及び運営等について必要な事項を条例で定めるもので

あります。

なお、今後、国において政府行動計画・ガイドラインが示される予定であり、その際は県・市町村においても行動計画を作成する予定であるとのこと。

委員会では、具体的に医療機関名など示されているのかとただしたところ、具体的な行動計画は示されていないが、医療機関等については県が保健所を中心に決めていくと思う。市の役割は学校・学級閉鎖やイベントの中止要請などが中心で、市と県が協力して役割分担を今後決めていく旨の答弁がなされました。

また、インフルエンザ等とあるが、WHOがフェーズ4を宣言した感染症も含むのか詳しい説明を求めたところ、等なのでインフルエンザに限らず感染力があり、重篤な症状が出ており、社会経済活動が麻痺するような場合を想定している。市民の経済活動を制限するような要綱も含まれているので、それだけ重篤な伝染性の病原の場合である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号 平成24年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、平成23年度療養給付費等負担金の精算に伴う返還金に要する経費として85,147千円を補正しようとするもので、この財源としては、国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって充当しようとするものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号 平成24年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、まず、介護保険事業勘定において、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費に要する経費として61,000千円を増額しようとするものであり、これが財源としては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をもって充当しようとするものであります。

増額の理由は、認定者数、利用者数ともに見込みより多くなったためであるが、これは平成24年4月から介護報酬改定・診療報酬改定が行われ、医療から介護へという方針が国から出され、入院されている方が早目に介護の方に移ってくるようになったため、介護サービス

の利用がふえたものであります。

委員会では、利用者が見込みよりふえたというが、具体的な人数をただしたところ、計画では平成24年度の認定者数を1,814人と見込んでいたのが、25年1月末現在で1,857人となっている旨の答弁がなされました。

また、市民からの声で、病院から退院しても自宅での生活が困難として、どこか介護施設がないか探すことになるが、なかなか市内に空きがなく、サービスの手が届かない。こういったすき間をどう支援するか、行政としてどう考えているのかただしたところ、団塊の世代がそろそろ65歳になり、これから需要はふえるが、その後、逆に減ることになる。ふやしていく必要はあると考えるが事業者が判断する部分であり、予測が難しい旨の答弁がなされ、委員からは、団塊の世代の後には需要が減るからサービスをふやさないということでは困るとの意見が開陳されました。

次に、介護サービス事業勘定においては、介護予防サービス計画の作成に従事する有資格臨時職員を確保できなかったため、介護予防サービス計画作成業務委託料への予算の一部組み替えをしようとするもので、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は変更ありません。

説明によりますと、要支援1と2の方のケアプラン作成は、一部を事業所に委託するほかは地域包括支援センターの5人の嘱託職員と有資格者である臨時職員で行っていました。しかし、この臨時職員が長期の療養を必要とし、有資格の代替職員を補充できなかったため、民間事業所に委託するために予算の組み替えをしようとするものであります。

委員会では、委託する民間事業所は市で業者を決めたのかただしたところ、今回は利用者の負担を考慮して、実際に利用されている事業所をお願いした。事業所側にとっては、要支援の方のケアプラン作成は要介護者に比べて報酬が安く、あまり受けてもらえないのでこちらからお願いする形で行った旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号 平成25年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものとしては、総務費73,864千円、保険給付費3,454,395千円、後期高齢者支援金等590,675

千円、介護納付金273,234千円、共同事業拠出金687,735千円などで、予算規模は5,126,000千円であります。

委員会では、まず歳出について、高額療養費の最高額は幾らかただしたところ、平成22年12月分で5,396千円余り、平成23年8月に4,735千円ほどである旨の答弁がなされました。

また、特定健診委託料に関し、受診見込みを35%と設定しているが、現在の受診率と受診率が伸び悩む原因がどこにあると思われるかただしたところ、平成23年度受診率が22.4%、24年度は確定していないが、若干下がると思う。伸び悩みについては、個人の意識なので根気強く啓発していくしかない。健診のおかげで重症化が防げたというような体験談を市報等に載せたいと思うとの答弁がなされました。

委員からは、本当は特定健診には8千円かかるが、千円の自己負担で済むというのも市報に載せてはいかがかとの意見が開陳されました。

次に、歳出について、前年度より減となっている理由をただしたところ、1款・国保税の一般被保険者分が25,000千円余り減っている。これは被保険者の減少によるもので、平成24年度が1万1,011人だったが、25年度は1万568人で450人ほど減っている。また、5款1項1目・療養給付費等負担金も前年度より56,500千円ほど減っている。これは7款・前期高齢者交付金が昨年度より214,000千円ほどふえたため、療養給付費の負担金下がっているものである。前期高齢者交付金がふえた要因は前期高齢者の医療費の伸びによる交付金の増額等によるものであるとの答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号 平成25年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費16,338千円、後期高齢者医療広域連合納付金470,352千円などで、予算規模は489,000千円であります。

委員会では、歳入について被保険者の人数をただしたところ、25年1月末現在、75歳以上が5,631人、75歳未満が260人で、計5,891人である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号 平成25年度大川市介護保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づき、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定について予算編成を行うもので、予算規模は、介護保険事業勘定3,203,000千円と介護サービス事業勘定27,000千円を合わせて3,230,000千円であります。

介護保険事業勘定における歳出の主なものは、総務費106,947千円、保険給付費3,012,199千円など、また、介護サービス事業勘定における歳出の主なものは、総務管理費20,453千円、居宅サービス事業費6,047千円などであります。

委員会では、まず介護保険事業勘定について、施設介護サービス給付費に関し、今後の計画をただしたところ、今期の計画では小規模多機能型居宅サービス事業所を川口地区に1カ所、混合型介護付き有料老人ホームを市内に1カ所計画している旨の答弁がなされました。

また、地域介護予防事業業務委託料の内訳をただしたところ、コミセンでの事業が1,752,200円で、コミセン6カ所でそれぞれ年12回、計72回行っており、内訳は看護師の賃金などである。各公民館については10,804,400円で、嘱託の方の報酬月額140千円の12カ月分と他看護師の賃金などである旨の答弁がなされました。

次に、介護サービス事業勘定について、介護予防サービス計画作成業務委託料についてただしたところ、これはケアプラン作成委託料で1件当たり継続であれば3,600円、新規であれば6,300円である。議案第20号で補正したとおり、有資格の臨時職員の長期療養に伴う民間事業所への委託増などで増額している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

最後に、総括質疑として2人の委員から、国民の権利と義務について市民の自覚を促すことも大切だし、一般会計からの繰入金絶え間なく流れ込んでいるという現実を市民の皆さんに説明して、受益者負担という意味できちんと納付を促す取り組みをお願いしたいとの要望がなされました。

以上で私の報告を終わります。

議長（中村博満君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際

御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第8号 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 大川市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 大川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成24年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成24年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成25年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成25年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成25年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、建設委員会に付託しておりました議案第11号 大川市道路構造の基準に関する条例の制定について外9件を一括議題といたします。

これから、建設委員会における審査の経過並びに結果について、建設委員長の報告を求めます。建設委員長、川野栄美子君。

建設委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第11号 大川市道路構造の基準に関する条例の制定について外9件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第11号 大川市道路構造の基準に関する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、国が法律で定めていたものを本市条例で定めるものであります。

条例制定に当たり、関連法規の道路法第30条第3項を参酌して、国の基準を取り入れているところであります。条例の内容は、道路の構造の一般的、技術的基準を定めるものであります。

参酌する基準についての変更点は、県条例に準じた条例とすることを基本に、市にとって不要な条項や文言を削除し、次の事項の整理を行うものであります。

具体的に申し上げます。

1、第1種と第2種の項目（自動車専用道路）、2、登坂車線、3、トンネル、4、積雪寒冷地域及び鉄道等の平面交差等との項目について整理を行うものです。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号 大川市道路標識の寸法及び文字等の大きさの基準に関する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、国が法律で定めていたものを本市条例で定めるものであります。

条例制定に当たり、関連法規の道路法第45条第3項を参酌して、国の基準を取り入れているところであります。条例の内容は、道路標識に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識の寸法及び文字等の大きさに係る基準を定めているものであります。

参酌する基準についての変更点は、県条例に準じた条例とすることを基本に、市にとって不要な条項や文言を削除し、次の事項の整理を行うものであります。

具体的に申し上げます。

1、自動車専用道路、2、登坂車線を表示する案内標識、3、都道府県番号を表示する案内標識等の項目について整理を行うものです。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 大川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に

関する基準を定める条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、国が法律で定めていたものを本市条例で定めるものであります。

条例制定に当たり、関連法規の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項を参酌して、国の基準を取り入れているところであります。条例の内容は、高齢者、障害者の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものであります。

参酌する基準についての変更点は、県条例に準じた条例とすることを基本に、市にとって不要な条項や文言を削除し、次の事項の整理を行うものであります。

具体的に申し上げます。

1、路面電車停留所等、2、除雪及び防雪施設等の項目について整理を行うものです。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、関連法規の都市公園法第3条第1項及び第4条第1項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第13条第1項及び第2項を参酌し、国等の基準を取り入れ条例の一部改正を行うものであります。

条例の内容は、都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めるものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、関連法規の公営住宅法の一部が改正され、第5条に定める整備基準及び第23条に定める入居者資格のうち、入居収入基準に係る金額及び特に居住の安定を図る必要がある者の範囲を条例で定めるため、一部改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、下水道法の一部が改正され、国が法律で定

めていた公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準等を本市条例で定めるものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号 大川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、水道法の一部が改正され、国が法律で定めていたものを本市条例で定めるものであります。

条例の内容は、布設工事監督者の配置基準や水道技術管理者の資格基準等の必要な事項を定めるものであります。

委員会では、水道技術管理者の資格者は配置されているかただしたところ、水道技術管理者は課長1名と有資格者2名を配置している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号 平成24年度大川市下水道事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正を行うものであります。

説明によりますと、平成24年度大川市下水道事業特別会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を651,565千円とするものであります。

まず、歳入歳出予算の補正について申し上げます。

国の緊急経済対策に伴う大型補正で下水道の面整備を行うための公共下水道工事に要する経費30,000千円が計上されており、これが財源として、分担金及び負担金、国庫支出金及び市債をもって充当するとのことであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号 平成25年度大川市下水道事業特別会計予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、公共下水道は、市民生活における根幹的な施設として不可欠な社会資本であり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及びトイレ等の水洗化等を目的として事

業の推進を図っているとのことであり、平成25年度は、これまでに供用開始を行った地域の水洗化促進や管渠整備による供用開始区域の拡大を図るとともに、龍代ポンプ場整備に要する経費等として必要な事業経費について予算編成を行い、予算規模は649,000千円となっております。これが財源として、国庫支出金1億円、繰入金267,832千円及び市債等193,100千円をもって充当するとのことでもあります。

委員会では、龍代ポンプ場整備についてただしたところ、ポンプ場整備のために用地買収を行うもので、用地買収予定地に家屋が建っており、これらの補償費用が8,000千円、用地取得費が43,000千円程度で、敷地面積は1,300平方メートルである旨の答弁がなされました。

さらに、委員会では、家屋の物件補償費用が高くないかただしたところ、物件補償を行う際には調査を行うため、概算で予算が計上されている。用地費については鑑定を行うため、金額には多少変更がある旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第27号 平成25年度大川市上水道事業会計予算について、御報告申し上げます。

まず、予算第3条収益的収支について、収入である水道事業収益779,500千円で、その主なものは、給水収益770,000千円、他会計負担金5,608千円であります。

支出は、水道事業費777,800千円で、その主なものは、受水費297,000千円、人件費90,816千円、減価償却費202,723千円、支払利息72,204千円、修繕費27,808千円であります。

次に、予算第4条資本的収支について、資本的支出は333,130千円で、その主なものは、配水管整備に要する経費115,910千円、配水場の改修に要する経費3,000千円、企業債償還金171,790千円であります。

これに対して、資本的収入は13,400千円で、主なものは、配水管布設負担金8,500千円、加入者負担金3,400千円、消火栓新設負担金1,500千円であります。

この結果、資本的収支不足額319,730千円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金243,663千円、繰越利益剰余金処分額68,998千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,069千円で補填することです。

委員会では、水の需要が減少している状況下で大山ダムの件もあり、水道料金はまだ上げなくてよいとのことだが、これからは、この水の件についても考えていく必要があるのではとただしたところ、今後は、所管課だけではなく、広くまちづくりの中で各課連携して取り

組むべきであるとの認識をしている旨が答弁なされました。

委員会では、その他詳細な説明を求め、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告申し上げます。

議長（中村博満君）

建設委員長報告は終わりました。

これから、建設委員長報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第11号 大川市道路構造の基準に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 大川市道路標識の寸法及び文字等の大きさの基準に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 大川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 大川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成24年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成25年度大川市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成25年度大川市上水道事業会計予算を採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第22号 平成25年度大川市一般会計予算を議題といたします。

これから、予算特別委員会における審査の経過並びに結果について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守君。

予算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は、予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第22号 平成25年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

急いで御報告を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

説明によりますと、本案は、歳入の根幹である市税収入等が依然として厳しい状況で推移していることを踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、一般行政経費全般にわたって節減を行い、限られた財源を効率的かつ重点的に配分し、創意と工夫を持って住民福祉の向上に努められた結果、一般会計の予算規模は130億円となり、前年度当初予算との対比では0.3%の増となっているとのことでございます。

なお、本案の審査に当たりましては、平成25年度一般会計当初予算関係資料の提出を受け、審査を行ったところであります。

以下、委員会で交わされました質疑・意見の主なものについて歳出から申し上げます。

まず、2款1項7目・企画費に関し、後期計画市民アンケート分析業務委託料について実

施方法についてただしたところ、市のマスタープランは10年計画で、前期計画は平成26年度までとなっている。アンケートは後期計画を策定するに当たり、現時点での市民の意見集約を行い、成果指標の達成度をはかるもので、無差別選出された15歳以上の3,500人程度に実施する旨の答弁がなされました。

委員からは、実施に当たっては市民の声をしっかり聞いて進めるよう要望がなされました。

次に、2款1項11目・情報処理費に関し、手数料13,710千円の説明を求めたところ、現行の住民情報システムが平成25年3月賃貸借契約期間が終了するため、新しいシステムとしてクラウドサーバーサービスを導入する予定である。これは民間のデータセンターが持つサーバーを利用するもので運用コストが削減され、情報セキュリティも向上しているため、自前でサーバーを持つより有利である。また、クラウドサービスを複数自治体で共同化するため、さらにコスト削減となる旨の答弁がなされました。

また人件費に関し、委員から住居手当を不正に受給している職員がいるとの住民からの投書があったが、受給状況の精査を行っていただきたいとの意見が開陳されました。

次に、3款1項1目・社会福祉総務費に関し、福祉タクシー基本料金給付費の内容をただしたところ、これまで障がい者にタクシーの基本料金の620円分のタクシー券を1人当たり年間24枚助成しているが、近隣市の状況や近年、人工透析患者が増加している状況を勘案し、25年度から身体・知的・精神障がい者に対して年間48枚、透析患者に対しては命をつなぐための助成として年間72枚を助成することとしたとの答弁がなされました。

次に、3款3項2目・生活保護費に関し、予算額は年々増加しているようだが、受給世帯数と担当する職員数、今後の見込み等をただしたところ、25年2月現在の生活保護費受給世帯は259世帯で、近年の推移として緩やかな増加傾向にある。担当する職員は査察指導員が1人、ケースワーカーが3人である旨の答弁がなされました。

また、生活保護受給後、自立したケースがあるかどうかとただしたところ、就労支援事業として就労支援員を月6回配置し、求人情報の提供やハローワークへの同行、履歴書指導等を行っている。これにより本年度27人の支援を行い、5人が就労したとの答弁がなされました。また、ハローワークと連携による支援事業に6人、職場適応訓練に2人参加しており、さらにケースワーカーが6人の個別支援を行い、3人が就労、うち2人が自立に至ったとのことでありました。

委員からは、医療扶助について医薬品の使用状況を精査するなど医療費削減のために努力

していただきたいとの要望がなされました。

次に、4款1項4目・環境衛生費に関し斎場施設工事の内容をただしたところ、大川市斎場は昭和54年4月に開設され、34年経過し老朽化してきている。年々人の体格が大きくなっているため、3基ある炉のうち第3号炉を平成10年に大型化したが、今回は第2号炉を大型化するための工事であるとのこと、エントランスの扉が傷んでいるため、取り替え工事を行う旨の答弁がなされました。

委員からは、維持管理に経費がかかるので、いっそ改装して葬儀場として安価に利用できる施設にして利用料をいただければいかがかとの意見が開陳されました。

執行部からは、市内に5カ所の葬祭場がある中、あえて経費をかけて施設を改装することまでは考えていないとの答弁がなされました。

次に、4款2項2目・塵芥処理費に関し、焼却炉耐火補修工事費について、平成24年度は業者が少なく入札が不調となり再度計上しているが、25年度はどのように行う考えかただしたところ、条件つき一般競争入札でできるだけ業者が参加しやすいよう工法を見直し、3回に分けた工期も短縮できるようにする。また、当初設計では耐火れんが等の部品を指定していたが25年度は同等品とするなど、業者が広く参入できるよう条件を緩和するとの答弁がなされました。

次に、6款・農林水産業費に関し、PM2.5による大気汚染により、PM2.5の降り注ぐ地域の生野菜は購入を自粛すべきとの書き込みをネット上で目にするが、このような風評被害は出ていないか。また、荒尾市では独自調査を行う動きもあるが、本市では独自調査を行う予算は計上しているか、あるいは県と一体となり調査を行うのかただしたところ、本市では現段階では風評被害の検討はしていないが、風評被害はあると思い、注意はしている。県に風評被害の対応について問い合わせしているが、今のところ、県においても考えていない旨の回答をいただいている。また、PM2.5は肺疾患の物質で硫酸化合物であり、水で流せる。我々是对話しても粉じんは口に入っている。仮に口に入ったとしても、それよりも危険度は少ないと思う。肺疾患の問題であり、食べて胃に問題を起こすというのは全くの風評で事実誤認と理解されてよい旨の答弁がなされたため、農業者にも事実誤認である旨を徹底していただくよう申し入れを行ったところであります。

次に、6款1項10目・地籍調査事業費に関し、土地改良の地籍図と国土調査事業との整合性についてただしたところ、圃場整備関与地区は確定測量が行われており、国土調査の成果

品として19条があり、これと同等に扱うということになり、その成果品を使用することになっている。

圃場整備地区については、測量が日本測地系から世界測地系に座標が変わっているかただしたところ、日本測地系から世界測地系に座標は変わっているが、機械的に座標の変換は可能と思うが、今後協議を行いたい。少々のずれが出ていると思われるので、整合性を保ちながら進めていただきたい旨の申し入れを行ったところ、十分整合性を保ちながら進めていきたい旨の答弁がなされました。

次に、6款1項6目・農業基盤整備費に関し、クリーク防災機能保全対策事業費負担金について昨年と比べ減額されている理由をただしたところ、当該事業は平成11年度から着手しており、土地改良事業で造成された水路が土水路であるため、水路の法面保護工事を行うもので、事業費として市は事業費の5%を負担している。計画していた南部・東部第2地区の工事がほぼ終了し、若干の工事は残るが、次年度から中部地区の事業を開始するので、測量費、設計費を事業費の中に計上しているもので、これが終わると大きな事業が始まることになっている旨の答弁がなされたところでございます。

7款1項2目・商工業振興費の大川ネットマーケット事業に対する成果、売上金額及び管理委託料、また、ほかの業者に切り替えるための競争入札は可能かについてただしたところ、インテリア産業振興センターに大川ネットマーケット事業を展開するということで6,000千円の負担を行っており、ここではネットマーケット事業だけではなく、中小零細企業のホームページを持っているところが自社で各ホームページの展開をしていただくという講座を中心に取り組んでいる。どれだけ売れたかというはまだまだである。売り上げ金額は5,000千円から6,000千円程度という話を伺っている。売り上げが伸びているということは感じられない。人材は徐々に育っているというのが事実である。

管理運営費の委託のほかに講座開設の費用も含まれており、管理運営委託で1,260千円、システムアップデート費で630千円、各自社のホームページでトラブルがあった場合のサポート委託料が2,520千円、サポート用の企画開発プレス用見本作成費等370千円、合計4,700千円を委託費として支出を行っているところである。本事業は振興センターで取り組んでいるが、この画面では売れないといった注文はつけているが、業者を選定するのは振興センターの委員会があり、その中で業者の選定が行われており、意見としては業者をかえていただきたい旨の話はさせていただいているとの答弁がなされました。

これに対して、6,000千円の費用は不必要なものと判断する。大川市の事業者は独自でネット事業を頑張っており、この話には乗りたくないという意見も多くあり、ある程度方向性を決めるべきである。税金を投入するのであるから商工費に還元できるように調査をしっかりと行っていただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

次に、8款2項1目・道路橋梁総務費に関し、19節・大牟田川副線バイパス建設促進期成会負担金について、今後の事業の進め方についてただしたところ、本期成会の構成団体は、大牟田市、みやま市、さらには柳川市、大川市で大牟田川副線バイパスの事業促進をお願いしているが、現在、柳川市の区間の事業を進めており、平成25年度から柳川市の沖端川の橋梁設置を数年計画で予定されている。これに対し、大牟田川副線は、柳川市の間地区の周辺の県道に接続させる用地買収を進めているようであるが、その状況についてただしたところ、大牟田川副線バイパスと大川市との接続は川口ントリーエレベーターのところを強く要望しているが、柳川市からは間付近をとという要望が上がっており、まだ計画は確定していない。県道鐘ヶ江酒見間線の改良工事で有明海沿岸道路の大川東インターから間までの区間の整備を現在県が進めており、大牟田川副線バイパスについては早期の測量調査に入っていたくよう要請を続けている。また、先々代の市長時代の期成会の際に、この件について当時の柳川市長と大激論となり、絶対に許さないということで柳川市がわびを入れた経過があり、当時と位置関係は変わっていない。柳川市の大沢、野村まで道路建設が進められており、これを延長するように期成会の中でもくぎを刺している旨の答弁がなされたところであります。

これに対して、有明海沿岸道路のころから話があっており、当初の橋梁としては新田大橋の下流に計画された経過がある。バイパス計画についても二転三転しており、新たな情報がわかり次第、報告をいただくよう申し入れたところでございます。

次に、8款6項1目・住宅管理費に関し、老朽危険家屋等除却促進事業に関し、家屋所有者が取り壊しに応じられない場合など、日本全国では危険家屋に対し、空き家に対する適正管理に関する条例等の動きがあるが、本市ではこのような条例化する考えはないかただしたところ、危険家屋除却に関する条例化の問題は全国的に出ており、県内でも幾つかの市町村で検討、あるいは制定しているところもある。具体的に行政代執行まで踏み込むかといった問題点はあるが、勧告的なことだけで終わっているところも実態としてはある。今後も検討課題と認識しているが、具体的な検討には入っていない。これに対し、市民の財産を守るため、条例化に向けた取り組みを段階的に検討すべきではないかただしたところ、重要な課題

と受けとめており、近隣の状況等を勘案し、調査研究をしたい旨の答弁がなされたところでございます。

次に、9款1項3目・消防施設費に関し、本年度の大野島のポンプ格納庫建設工事費と昨年度の木室校区のポンプ格納庫建設工事費の格差についてただしたところ、今年度の大野島のポンプ庫については、大野島第6分団第1部と第3部のポンプ格納庫を地元住民、消防団等の強い要望で一つの建物として建設するもので、計画の段階であるが、団員の待機場所については団員の下承を得て詳細な設計を考えているが、一つの部屋を必要に応じて間仕切りするようにお願いしたい旨の答弁がなされましたが、これに対し、委員からは大野島地区の住民は合築を希望したわけではなく、用地を取得するため、さまざまな手を過去に尽くしたが土地を譲っていただくところがなかったためである。随分前から候補地は探していたが、なかなか適地がなく、たまたまあそこに2つのポンプの格納庫を建設する用地があったことと、第3部のポンプ格納庫の撤去を強く要請されていたため、希望されて建設するものではない旨の発言がなされたところでございます。

次に、10款1項2目・教育総務費の事務局費に関し、大川市学校給食会補助金の内容と学校給食会の役割についてただしたところ、補助金の主なものは、給食会事務職員1名の人件費で、残りは親子料理教室、給食調理員の研修会など各種行事等の事業費である。学校給食会は市内各校の献立をつくり、給食の食材の共同発注業務と、より栄養価の高い給食の研究や視察調査も行っているとの答弁がなされました。

さらに、食材の調達に当たり、学校給食会からは食材の形や大きさをそろえていると聞かされたところ、給食の調理を午前中で済ませるため、作業効率上ほぼ同形の食材を納入していただくよう業者をお願いしているとの答弁がなされました。

委員からは、給食はただ食べさせればよいというものではなく、地産地消を通して食べ物への感謝の気持ちを養うことも大切である。学校給食会に縛られず、地域の方と協力して地元の食材を利用してはどうかとの意見が開陳されました。

執行部からは、地域の方の協力で地元食材を給食に取り入れている学校もあり、学校給食会に全て任せているわけではない旨の答弁がなされました。

次に、10款5項1目・幼稚園費に関して、市内の幼稚園が定員割れしている中、私立幼稚園は大変頑張っている 私立の幼稚園ですね。そのような中、行政が幼稚園を運営することについてどうお考えかただしたところ、公立幼稚園では発達段階に応じた教育や保・幼・

小中連携教育など、公立ならではの取り組みを行っている。

平成27年度に子ども子育て関連3法案の施行がなされ、その準備が平成25、26年度から行われるので、その間に幼稚園、保育園、認定子ども園のニーズ調査や公立幼稚園の必要性などを総合的に判断する必要がある旨の答弁がなされました。

委員からは、少子化が進む中、私立と公立が競争するのではなく、上手に統廃合をするなどして、もっと子供たちを温かく育てる環境を整えるべきであるとの要望がなされました。

次に、歳入について申し上げます。

15款・財産貸付収入の三丸公共用地賃貸料に関し、賃貸借期間はいつまでかとただしたところ、平成26年9月までの見込みである旨の答弁がなされました。

委員からは、大変広大な土地で大川の顔になる土地であると思う。あいたときにどう使うか、今からよく検討すべきであるとの意見が開陳されました。

さらに、旧木室調整地の賃貸料が計上されていることについて、ことしから賃貸料が入るかただしたところ、3年間の無償契約が終わり、今年度から賃貸料が入る予定である旨の答弁がなされました。

次に、総括質疑について申し上げます。

まず、2款・総務費に関し、各システムの保守料やリース代、更新等の経費抑制についてただしたところ、例年の一般会計予算は約130億円程度であり、10%から15%が政策的な予算、80%以上が扶助費、人件費等となっており、さまざまな分野で経費削減に努めていきたい。当面、職員に限らず特別職も含めた人件費から切り込み、行政需要が増える中、スリムな体質になっていくべきだと考えている旨の答弁がなされたところでございます。

次に、国際医療福祉大学への支援に関し、大学の経済的効果は本市にとって高いことは事実であるが、経済的効果が750,000千円の根拠や国際医療福祉大学を初め、高邦会等への下水道引き込みについてただしたところ、本市の試算として、日本学生支援機構の資料等により学生の消費が約4億円、教職員の消費が約80,000千円、大学自身が約2億円、学生や教職員が大川市に居住することによる地方交付税が約36,000千円、アパート等の固定資産税が約9,000千円の約750,000千円と試算している。また、下水道の接続は市長みずからがお願いされている旨の答弁がなされたところでございます。

これに対して委員からは、市内での消費実感として、そんなに広がっていない。学生の消費についてはアンケートなどをとるべきではないかとの意見が開陳されたところでございま

す。

次に、3款・民生費に関し、生活支援バスは民業圧迫などいろんな問題を抱えており、大川市の交通会議を立ち上げるべきではないかただしたところ、交通会議は、今のところ考えていない。市内の公共交通のあり方については研究していきたい旨の答弁がなされました。さらに、生活支援バスの制度は始まったばかりであり、今のシステムは完成形ではないと考えており、必要に応じて見直していきたいと考えている旨の答弁がなされました。

次に、6款・農林水産業費に関し、伝統野菜の売り上げや流通販売などにどの程度行政がかかわるのかただしたところ、伝統野菜としてミズイモ、ナンキンマメを推進しているが、それぞれ2戸の農家に委託し、福岡でアンテナショップとして委託販売をしている。実際の売り上げは100千円程度である。

委員からは、伝統的野菜の推進ということを経営として掲げるのであれば、販売活路、流通に乗せるということも積極的に取り組む必要があるのではないかと意見が開陳されたところであります。

次に、10款・教育費に関し、学園都市という反面、全体に占める教育費予算は非常に少なく感じる。少子化に向けた適正な教育規模も検討時期に来ている。中学校の耐震工事や市立幼稚園・保育園のあり方を含め、統廃合を含めた近い将来の適正規模の検討が必要ではないかただしたところ、教育振興プログラムに従って重点項目に外部から評価をしていただき、志、感謝、誇りを持つ子供たちを育てるため、いろんな施策に取り組んでいるところである。また、学校規模の適正化は、少子化という状況の中で避けては通られないと考えており、小規模、大規模のメリットを精査し、教育的観点、まちづくりの観点、財政の観点から考えていく必要がある。平成25年度は庁内で協議し、平成26年度に第三者委員会を立ち上げて進めていきたいと考えている旨の答弁がなされたところでございます。

委員からは、10年後の子供たちの人数もはっきりしており、判断材料とすべきラインがどこなのかを明確にしてしっかりとした決断をしていただきたいとの要望がなされたところあります。

次に、全般的なことながら各種補助金、助成金等に対して評価検証する体制が必要ではないか。また、新年度予算は骨格予算であり、新規事業は最低限に抑えてあるが、市長は日ごろより選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドと言われており、新規事業を目玉事業として明記するだけでなく、廃止した事業についても明記すべきではないかただしたところ、

補助金の支出については以前にも議論があった。時代の要請を超えているものについては勇気を持って切るべきではないかというのが、そのときの議論であった。実際活動の内容がどういものであるか精査する。できれば議会の中でも議論をしてもらい、意見をいただけたらと答弁がなされたところでございます。さらに、廃止した事業では、附属的な資料ということで努力していきたいとの答弁がなされたところであります。

また委員長から、大川市では大きな重点政策がない、新たな事業を取り組む中、限られた予算で事業を廃止して新規事業を立ち上げるという明確なものが日ごろから示されていないという思いがある、しっかりと考えていただきたいとの要望がなされたところであります。

次に、補助金、委託料について全体的にこれらの項目が多い。補助金については必要性を精査することと、委託料については専門職員を育て、職員でできることは内部処理により経費削減をするようにただしたところ、補助金が既得権になり、見えづらい部分がある。常に意識して点検する必要があるが、議会にも御協力をいただいて精査していきたい旨の答弁がなされました。

また委託料については、限られた職員の中で専門職員を育てることは大変厳しい状況ではあるが、できる限りそれぞれの職場の中で能力を伸ばしていきたい旨の答弁がなされました。

また、委員からは、議会や協議会で議員から出た意見については確実に結果を回答するよう要望がなされ、市長からは、中にはすぐに回答できない案件もあるが、できるだけ速やかに回答していく旨の答弁がなされました。

最後に、市職員の教育について、職員は市民の財産である。行政の評価は市民の感じる幸福度であり、そのために一人ひとりの職員が100の力を目標に発揮できるよう努めていただきたいとの要望がなされました。

また、予算の中には各種補助金、委託料が数多く計上されているが、今後これらの補助金、委託料については精査を行い、行政と議会が一丸となって大川市の再生を目指していきたいとの意見が開陳されました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）
6番、反対ですか、賛成ですか。（「反対討論です」と呼ぶ者あり）はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。6番石橋忠敏君。

6番（石橋忠敏君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまの案件について、本件の予算については執行部からの説明に、うちの委員長が先ほど述べたように、詳細にわたって説明は受けたんですけど、私自身はどうしても納得できないというか承服できないので、議案第22号 平成25年度大川市一般会計予算について反対の討論をいたします。

具体的な理由というのは、先ほど言ったように、うちの委員長が言ったような内容なんですけど、本件、25年度一般会計予算については、まず内容的に費用対効果を考えずに従来の慣習的な枠どり、もしくはなれ合いとも言えるような予算編成としか見えず、政策難にあえぐ本市の執行部の予算編成についての努力が見えない、これが大まかな私の意見です。

次に、具体的にというか、事業別に目につくのは17億円強の支出となる委託料、それぞれの項目に委託料をやっておるんですけど、この委託料については、私自身も、これは正直言って納得できない。これは本来、特殊な業務、こういう業務に対しては別としても、本市の職員の努力次第ではできる事業も多々あると思う。この予算の使い方では自分のやるべき、またやれる仕事を、お金をもって外部に金を払ってやっているとしたら私自身思えない。ということは、市職員がだらけていると、楽な方法をとっていると、過去からの流れの中でそういうふうな風潮があるのは、わしらでもそう感じておったんですけど、このような予算の使い方であれば、難しい仕事は外部に発注せると、そういうふうな職員の無意識のうちに、意識がそういうふうになっているんじゃないかなと思えるということですよ。職員の職務に対する意識改革のためには、専門職とも言える職員を育成すべきであるということが必要性があると。

次に、財政難にあえぐ本市にとっては、外部に対し予算が流出するのを防ぐことで、本来の経費の削減になることはもちろん、専門職の職員がおることにより行政の業務がスムーズに流れ、そうすることにより市民サービスにつながることになり、そうすることで二重の効果が生まれるのではないかと思うこと。

次に、補助事業については160,000千円、2億円近い予算が計上されており、実態がはっきり見えない団体であったり、また活動内容が不透明な団体であったり、費用対効果の比率が確信されないまま、名目上の受け皿だけで補助をするという補助事業のシステムについては、今後は全て該当する団体について審議を見直すべきであること。

ほかにも、執行部の説明については余り納得できていないということは先ほど言ったんですけど、露骨にそういうふうを感じる部分もあるんですけど、反対討論というのは簡潔にやってくれということですので、ほかにもいろいろ内容的に予算を感じる事業は多くあるんですけど。

以上をもって本件についての反対討論を終わります。どうもありがとうございました。

議長（中村博満君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

それでは、議案第22号 平成25年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、各委員長からお手元に配付しております調査事項について会議規則第110条の規定により、平成25年6月定例会招集日の前日まで、各委員会に付託されたい旨、申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、別紙調査付託事項について各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

9番平木一郎君、10番箆島かおる君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いをいたします。

市長。

市長（植木光治君）

議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には提案をいたしました議案について、慎重に御審議の上、御議決をいただき、まことにありがとうございました。

皆様からいただきました貴重な御意見等につきましては十分に尊重し、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

また、平成25年度予算の執行に当たりましては、住民福祉の向上とさらなる効率化に努めてまいり所存であります。引き続き、議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、簡単でございますけれども、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（中村博満君）

これにて平成25年第3回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 中村 博満

大川市議会議員 平木 一郎

大川市議会議員 箆島 かおる